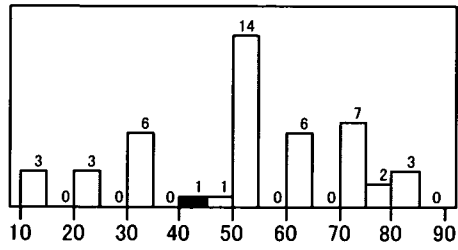
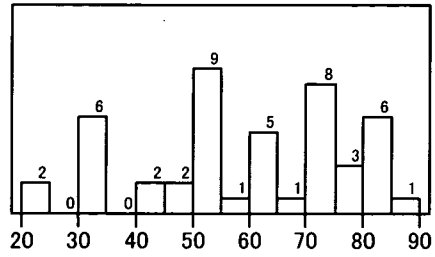


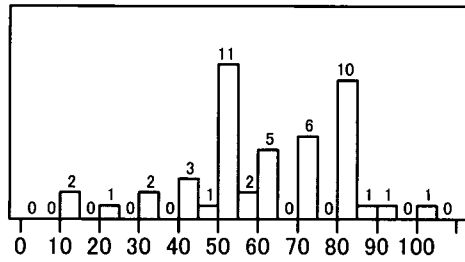
(表 22) 一保運営の達成度の分布



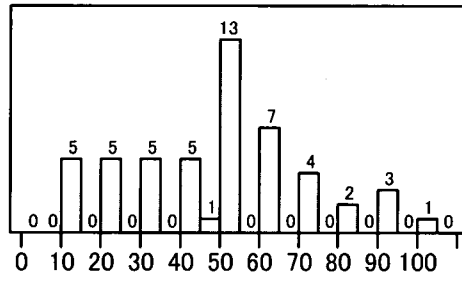
(表 23) 開始の達成度の分布



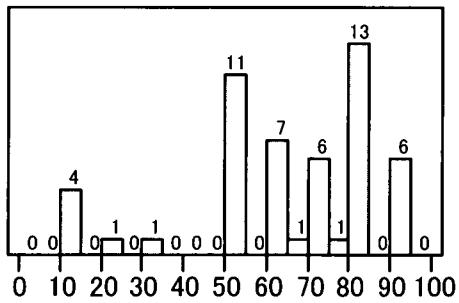
(表 24) 身柄付の達成度の分布



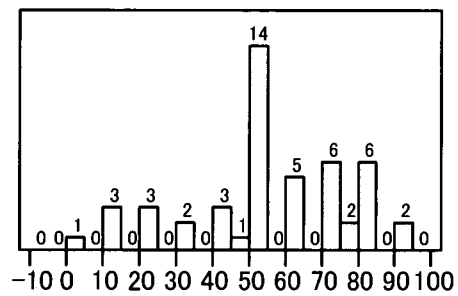
(表 25) 学習時間の達成度の分布



(表 26) 暴力の達成度の分布



(表 27) 危機・個別の達成度の分布



厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

一時保護所における暴力・暴言に関する現状と改善に向けての提言 - 3年間の調査を通して -

井出智博（九州産業大学大学院）

研究趣旨

本年度新たに調査を行った一時保護所内における「虐待」事象とその記録や報告などの対処方法，一時保護所における虐待発生の可能性や防止への意見，提言の分析をおこなった。さらに，平成18年から3年間に及ぶ本研究班の研究報告から，一時保護所における暴力・暴言に関する現状を抽出し，改善に向けての提言を行った。

一時保護所内における「職員から子ども」への虐待は全く認められなかったが，子どもへのアンケート（調査紙V-1，問13）では「叩かれた」「蹴られた」など職員から暴力を受けたと答えた子ども達も存在し，職員と子どもの認識のズレの存在が示された。また，「子どもから職員」「子どもから子ども」では前年度までの調査結果同様に，多くの件数があげられていた。一方，虐待発生の可能性については「子どもの多さ，種別，年齢の混合処遇の問題がある状況」「マンパワー，職員間の連携が不足する状況」などが強く影響することが示され，防止への意見，提言としては「職員の専門性向上，連携の強化など」「職員の増員」「設備の充実」などが挙げられていた。

本年度の調査結果及び，前年度までの調査結果から抽出された現状に基づいて行われた提言は①マンパワーの拡充，②混合処遇の廃止，③施設設備（多目的に使用可能な個室）の整備，④第三者評価の導入，⑤子どもの声を拾い上げる方策の整備（意見箱等の活用），⑥専門家の育成及び，研修機会の充実，⑦一時保護所プログラムの充実，⑧記録，報告システムのガイドライン作成，という8点である。

A. はじめに

本研究班では一時保護所内で起きる暴力・暴言の現状やそれに対する対応について言及してきた。それによると一時保護所には子どもから子どもへの暴力・暴言や子どもから職員への暴力・暴言が存在し，職員はその対応に苦慮しているという現状があることが明らか

になっている。本研究では今年度新たに得られた一時保護所内における暴力・暴言の現状と過去2年間に亘る一時保護所内における暴力・暴言の問題の現状を示すと共に，改善に向けての提言を行う。

B. 平成19年度調査の集計結果

1 調査内容与方法

本年度調査では一時保護所内の「日常生活において子どもの安全が脅かされている状態」を「虐待」と表現し、その有無、程度、事案が発生した場合の報告や記録方法について調査した。さらに、一時保護所内で施設内虐待が起きる可能性とその状況、施設内虐待防止に向けての意見や提案を自由記述によって収集した（調査紙Ⅱ-4：巻末資料参照）。

2 調査結果

(1) 回収状況

調査紙Ⅱ-4は67ヶ所の一時保護所から回収され、回収率は59.3%であった。

(2) 一時保護所内における虐待の有無と件数（表1、2）

本調査では「日常生活において子どもの安全が脅かされている状態」を「虐待」として平成19年4月1日から6月30日の3ヶ月間に発生の有無を尋ねた。「虐待」と判断する基準として「児童相談所が家庭内で同様の行動があれば虐待と判断する程度で虐待の有無を捉える」という但し書きを加えている。「虐待」の有無は「職員から子ども」「子どもから職員」「子どもから子ども」という3つの関係について尋ねた。今年度調査分においては「子どもから職員」「子どもから子ども」の場合にも、「権利が乱用されている状態、不適切な扱いを受けている状態（abuse, maltreatment）」として、「虐待」と表現して報告する。

①「職員から子ども」への虐待

「職員から子ども」への虐待は見られなかった。しかし得られた回答すべてが「無し」という回答ではなく、無記入が半数近くに及んだ。ただし、発生の子数については「蹴る」に対して1件の記入が見られた（虐待の有無自体は「無し」ではあるが、件数としては「1

件」と計上されていることに対して、記入ミスの可能性もある）。

②「子どもから職員」への虐待

「有る」という回答数が最も多かったのは「叩く」「蹴る」の2つの選択肢で、10ヶ所（14.9%）の一時保護所が「有る」と回答している。次いで「大声を出す」が8ヶ所（11.9%）、「脅す（強い威嚇）」が6ヶ所（9.0%）と続いている。発生の子数においても「叩く」「蹴る」「大声を出す」「脅す（強い威嚇）」が多く見られた。

③「子どもから子ども」への虐待

「有る」という回答数が最も多かったのは「叩く」で、18ヶ所（26.9%）の一時保護所が「有る」と回答している。次いで、「蹴る」が14ヶ所（20.9%）、「大声を出す」が13ヶ所（19.4%）、「脅す（強い威嚇）」が12ヶ所（17.9%）で続いている。件数では「脅す（強い威嚇）」が最も多く、「叩く」「大声を出す」の件数が多く続いた。

(3) 一時保護所内における「虐待」事象に関する記録や報告などについて（表3）

本調査では上記の一時保護所内における虐待事象についての対応をそれぞれの場面について尋ねた。

①「職員から子ども」への虐待

事象自体がなかったため、対応の方法についても回答はなかった。

②「子どもから職員」への虐待

対応の件数が最も多かった方法は「業務日誌に記載」の14ヶ所の一時保護所で行なわれていた。これは、「子どもから職員」への何らかの虐待を「有る」と回答した15ヶ所の一時保護所のうちの93.3%であった。次いで「一時保護所内で情報の共有」は12ヶ所、80.0%、「児童相談所長に報告」は8ヶ所、53.3%であった。

③「子どもから子ども」への虐待

対応の件数が最も多かった方法は「業務日

誌に記載」の 19 ヶ所の一時保護所で行なわれていた。これは、「子どもから職員」への何らかの虐待を「有る」と回答した 22 ヶ所の一時保護所のうちの 86.4%であった。次いで「一時保護所内で情報の共有」は 18 ヶ所、81.8%、「児童相談所長に報告」は 13 ヶ所、59.1%であった。さらに「被害者の保護者に謝罪」も 4 件、18.2%の一時保護所が行なっていた。

(4) 一時保護所内での虐待の可能性

本調査では一時保護所内で虐待が起こる可能性とそれが起きると思われる状況について自由記述によって回答を得た。その結果を KJ 法 (川喜田, 1967, 1970) に準じて分類したところ、「子どもから職員」「子どもから子ども」への虐待が起きる状況についての以下の 4 つの要因が抽出された (表 4)。

①子どもの多さ、種別、年齢の混合処遇の問題がある状況 (55.3%, 21 件 ; 以下同様)

(表 5)

「粗暴な非行児童の複数入所」「非行児による弱い児童へのいじめ」「非行児が多く入所して集団が不安定な時」というように、非行児童が複数入所した際に可能性が高まるという指摘が多く見られた。また、「非行系児童が発達障害系児童の行動にイラついた時」「非行児と幼児、発達障害児の混合処遇のため「非行児と被虐待児が同時に保護された場合」など、非行児を中心として、被虐待児や発達障害児などの子どもの持つ問題が混在している場合や、幅広い年齢の子どもが混在している場合に可能性が高まるという指摘がある。また、単純に「入所児の増加」「入所割合が高い」というように、保護している子どもの人数が増えた場合にも可能性が高まるのが指摘されている。

②マンパワー、職員間の連携が不足する状況 (自由記述回答数 38 件に対する割合、44.7%, 17 件)

「職員が目が届かない時」「職員体制が手薄になった場合」「消灯後」「女性職員の時」というように職員配置の問題で職員が十分に子どもに目を配ることができない状況で可能性が高まるという指摘がある。また、「職員が一つになった関わりや指導ができない状況」「職員間連携 (体制) の問題」というように、職員同士の連携、協働が不十分な場合にも可能性が高まるという指摘がある。

③保護所の環境、プログラムの問題がある状況 (36.8%, 14 件)

「日課に沿った限られた空間での生活」「自由にできないなどでイライラを募らせ」など、一時保護所という限定され、閉鎖された空間で生活すること自体が子ども達の情緒的な不安定さを高め、虐待が起きる可能性が高まるという指摘がある。また、「居室、洗面所等」「就寝時居室が大部屋」「職員の死角」など、施設の構造上の問題が可能性を高めていることも指摘されている。

④将来への不安など子どもの内的問題がある状況 (26.3%, 10 件)

「先の不安」「保護期間が長い場合」「子どものストレス (今後の処遇への不安等) のはけ口として」というように、先が見えないままに一時保護所で生活することやその生活が長期化することによって子どもの不安や不満が喚起され、虐待が起きる可能性が高まると指摘されている。また、「経験の狭さからくるイライラ」「子供が一保を安全な場所として感じられない時」というような指摘もあった。

一方、「職員から子ども」への虐待が起きる可能性がある状況については、「職員が訓練、研修を積んでおり、虐待は考えられない」「職員から子どもは可能性なし」という指摘も見られたが、虐待は「職員のストレスの問題がある状況」「指導や介入の際に不慮の出来事として子どもを傷つける状況」「職員間の連携が不十分な状況」「子どもの態度が誘引となる状

況」の4つの要因が抽出された。しかし、「指導や介入の際に不慮の出来事として子どもを傷つける状況」（自由記述回答数10件に対する割合、50.0%、5件）（表6）以外はそれぞれ1ヶ所程度の一時保護所からの指摘であった。つまり、「職員から子ども」への虐待は、子どもがかんしゃくやパニック、激しいケンカなどの逸脱行動をとり、それを制止しようとする際に、不慮の出来事として、結果的に子どもを傷つけてしまったり、「虐待である」と子どもに受け取られてしまったりする場合があるという指摘である。

（5）子どもの視点から見た職員との関係（表7）

本調査では一時保護所で生活する子ども達自身に一時保護所での生活についてのアンケートを実施している（調査票V-1：巻末参照）。その中で「ここでの生活で、職員から次のようなことをされたことがありますか？（あてはまるものすべてに○）」という質問を行い、「たたかれた」「けられた」など具体的な選択肢を挙げて回答を求めている（問13）。その結果、364名の子どもから回答を得ることができ、64.8%（236名）の子どもが「とくにいやなことはされない」と回答している。しかし、17.9%（65名）の子どもが「大声でどなられた」、7.7%（28名）の子どもが「無視された」、6.0%（22名）の子どもが「いやなことをされた」と回答している。さらに、4.9%（18名）の子どもが「たたかれた」と回答し、「蹴られた」1.6%（6名）、「殴られた」1.1%（4名）と回答している。この結果は、「職員から子ども」への虐待は「0」と回答された職員への調査結果と対比するのに興味深いデータであるといえる。

（6）一時保護所内における虐待防止への意見、提言（表8）

本調査では一時保護所における虐待を防止

するための意見や提言を自由記述によって求め、その結果をKJ法（川喜田、1967、1970）に準じて分類したところ、以下の8項目に分類される意見、提言を得た。

①職員の専門性向上、連携の強化など（66.7%、20件；以下同様）（表9）

「職員の連携と共通意識の確認をモットーにしている」「業務遂行上悩んでいる職員に対するサポート体制の推進」「専門性の向上」「興奮した児童には一人ではなく複数の職員で対応すべき」「体力と運動能力、愛情を持った受けとめる力を持った人材を集めるしかない」「職員も専門職を配置すべきである」といったように、職員の専門性の向上や職員間の連携の強化、さらには職員としての資質など職員や職員関係の質の向上が指摘されている。

②職員の増員（自由記述回答数30件に対する割合、60.0%、18件）

「職員の勤務体制の充実が必要」「目の増加（職員増）が第一」「（子どもの）人数を制限すべき」「興奮した児童には一人ではなく複数の職員で対応すべき」というように、一時保護所内における虐待を防止するためには職員数の増加が必要であり、そのことで子どもに目を配りやすくなったり、複数人で対応することができるようになり、虐待防止につながるという指摘である。

③混合処遇の改善（23.3%、7件）

「非行児と被虐待児の混合処遇の改善」「非行児童と養護児童を分けて保護する」「年齢別、種別での処遇。特に幼児と年長児、非行児と被虐待児」というように、種別や年齢を混合するのではなく、分離して処遇することが一時保護所における虐待防止につながるという指摘である。

④設備の充実（20.0%、6件）

「居室の整備（個室数の増）」「タイムアウトをはかる個室対応ができるように環境ととのえる」「性的虐待の発生を防ぐため居室等の物理的管理も含めて予防に力を入れる必要が

ある」「開放的で広い物理的空間の確保」というように、居室やタイムアウトルームなど施設設備面の充実が必要という指摘である。

⑤運用マニュアルや第三者評価などの導入 (10.0%, 3件)

「児相、施設、外部委員を含めた安全委員会を設置し、対応の段階をマニュアル化、相談キカンや虐待があった場合どうなるか児相に対して周知する」というように、内外部の評価や運用マニュアル、ガイドラインの活用などが必要であるという指摘である。

⑥一時保護期間長期化の改善 (6.7%, 2件)

「保護期間の長期化の改善」「一時保護の長期化(1ヶ月以上)をさける」というように、一時保護をする期間を長期化させないような改善が必要であるという指摘である。

⑦プログラム、日課の改善 (6.7%, 2件)

「CAPの研修を含め、虐待から身を守るためのスキルや人権教育を定期的に行っています」「児童を怒らないですむ状況を作る工夫」というように一時保護所における子ども向けのプログラムや日課、生活状況への配慮が必要であるという指摘である。

⑧児童心理司、児童福祉司との連携 (3.3%, 1件)

1件のみの指摘ではあったが、「心理司や福祉司との連携が必要」という指摘も見られた。

C. 一時保護所内における暴力・暴言に関する現状と改善に向けての提言 - 3年間の調査を通して -

1. 一時保護所内の暴力・暴言問題と対応の現状

本研究班では3年間に亘り、さまざまな角度から一時保護所内の暴力・暴言問題の現状に関するデータを収集してきた。ここではそれらのデータを基にして、一時保護所内の暴力・暴言問題の現状について整理したい。

平成17年度報告書、平成18年度報告書に

おいては「対応困難場面」の分析として、一時保護所内で起きる暴力・暴言問題に焦点を当てた。有村(H17, pp636)によると、「職員への反抗」「興奮・パニック」「器物破損」「無断外出」「子ども間暴力」が多く報告されている。さらに翌年の報告書では「子ども個人による職員への反抗・暴力」「子ども集団による職員への反抗・暴力」「子ども間の圧力・暴力」「自傷行為」「子ども同士の性的圧力・事故」という5種類の対応困難場面についての発生の背景や状況、その場面に関与した子どもや職員、対応の方法などの分析を行なった(H18, pp55)。詳細はそれぞれの当該年度の報告書に述べているが、今年度の調査も含めて、一時保護所内の暴力・暴言問題にはいくつかの傾向が認められたので、それを整理したい。

(1) 発生が多い時間帯

さまざまな暴力・暴言の問題は午後から就寝時間にかけての学習や活動プログラムがない自由時間に多く発生する傾向が示されている(H17, pp635・H18, pp56)。

(2) 職員配置と児童数

いくつかの対応困難場面では職員一人当たりの子どもの人数が3人もしくは5人以上になると子ども同士、子どもから職員への暴力・暴言の発生が高まるという結果が示されている(H17, pp637)。また、H18年度報告書(pp56)では職員一人当たりの子どもの人数が3人程度の場合にも暴力・暴言が発生していることが示されている。

(3) 暴力・暴言の引き金

H17年度報告書では、「子どもの不満の蓄積」「非行児の重複:「入所期間が長い」「入所児童の多さ」「職員数の不足」「一時保護所の狭さ」「同年齢児の重複」が暴力・暴言の原因として抽出された(H17, pp636)。さらに、H18年度報告書ではその詳細についての調

査を行い、日課を促されたり、日課に関する注意を受けたりすること、自分の要求が通らなかったこと、気に入らない子どもがいたことなどが子ども達の暴力・暴言の引き金となっていることが示された (H18, pp56)。

(4) 暴力・暴言を起こした子ども

非行児童が多くの暴力・暴言問題に関与している。次いで、身体的虐待、ネグレクトを背景に持つ子ども達に関与している傾向が示されている (H17, pp636・H18, pp56)。非行児童による暴力・暴言問題は本年度の調査においても多く指摘されると共に、非行児童と被虐待児が共に生活している場面などで歯より深刻な事態があることが指摘されている。さらに、H18 年度報告書、「子ども間圧力・暴力」では非行児童が加害者に、被虐待児童が被害者になることが統計的有意差をもって示されている (H18, pp60)。同じく「自傷行為」では性的虐待を受けた子どもが起こすことが多いことが統計的有意差をもって示されている (H18, pp62)。

(5) 効果的な対応方法

一連の調査では、暴力・暴言問題への対応を巡って現場の職員は苦慮しているという現状が最も鮮明に示された結果だといえるかもしれない。「その子ども自身ができる対処策と一緒に話し合った」「所外活動を多く取り入れた」などいくつかの対応方法において「効果的であった」ということが統計的に示されたものの、用いられる件数の少なさから万能的な対処方法として位置付けられているわけではないことが分かる。一方、調査において必ずしも顕著な効果をあげていることが証明されなかったが、一時保護所の現場で頻繁に用いられる対応の方法として「他の子どもと分離する」「職員がマンツーマンで付く」「何があったのか、どういう気持ちなのかについて詳しく話させた」「刺激の少ない個室や空間

に移動させる」という介入的な対応方法や「児童福祉司の面接を行なう」「子ども自身ができる対処策を子どもと一緒に話し合う」「児童心理司の面接を行なう」「申し送りやカンファレンスなど職員のミーティングを頻繁に行う」「処遇決定を急いだ」という中・長期的な対応方法が用いられていることが示されている (H18, pp56)。介入的な方法を見ると、日常生活場面から分離することと職員が個別に対応することが対応の基礎となっている。一方、長期的な対応では一時保護所内外の人的資源を活用することが対応の基礎となっている。

2. 暴力・暴言問題への対応について提言

これまで触れてきた3年間に亘る本調査によって得られた一時保護所における暴力・暴言問題の現状と問題点に基づき、一時保護所における暴力・暴言問題を防止すると共に、発生時により安全で効果的な対応を行うための対応についての提言を示す。

(1) マンパワーの拡充

マンパワーの拡充には2つの方向性がある。1つは人員数の拡充であり、1つは高度な専門性をもった人員の拡充である。この2つの方向性を兼ね備えたマンパワーの拡充が求められる。人数的には先に示したように職員1人あたりの子どもの数が3人以下になるように配置することで暴力・暴言問題の発生が抑制される傾向があることから、暴力・暴言を予防するためには少なくとも常時職員1人あたりの子どもの数を3人以下にすることが求められる。また、現状では暴力・暴言問題が発生した際には職員が個別に対応することによって対処されている。この個別に対応する場面での職員の関わりの質にも目が向けられる必要がある。子どもの気持ちを整理したり、パニックを起こしている子どもの安全を確保しつつ、感情を治めていく (タイムアウト、

セラピューティックホールディング等) 対応 (H17, pp629) など、一時保護所の職員は高度な専門性を持つことが求められる。

(2) 混合処遇の廃止

一時保護所における暴力・暴言問題は非行児童が中心となり、被虐待児童を巻き込みながら発生している実態がある。現場からは種別だけではなく、広範囲の年齢に及ぶ子ども達(幼児から中高生というように)をひとまとめにして保護する環境が問題を引き起こしているという指摘も行われている。これに対して、松崎(2007)は機能別一時保護所の可能性について言及している。それによると約90%弱の児童相談所(一時保護所がない児童相談所を含む)がその必要性を感じており、すでに一部の児童相談所(東京都児童相談センター、横浜市中央児童相談所、神奈川県中央児童相談所)ではそれぞれの取り組みが実践されていることが報告されている。松崎は一時保護所における機能別処遇の可能性を以下のように指摘している。

- ①大規模一時保護所は、ユニット化等により生活の場を小規模化し、そのユニットごとの機能別処遇を図る。
- ②中規模一時保護所や小規模一時保護所においては、小集団処遇、個別処遇ができる部屋の確保・整備により必要に応じた機能別処遇が行えるようにする。また、一時保護委託の制度の改善等を図ることによりその活用を推進する。
- ③中央児童相談所には、特に被虐待児童や中卒年長児等の個別処遇を要する児童への対応ができる機能を有した小規模ユニットなどの設置を図り、都道府県(政令市)内、及び近隣件の相互利用と推進する。

これらの指摘に基づき、さまざまな背景や幅広い発達の幅を持つ子ども達をひとまとめに保護するのではなく、子ども達の安全が確保され、また職員が子どもの安全の配慮に十

分に尽力できるよう、混合処遇を廃止し、一時保護所の機能別分化を推進する必要がある。さらには、分化するだけでなく、非行児童や被虐待児童、発達障害児童などそれぞれの子どもの状態に応じた保護体制の確立が求められる。

(3) 施設設備(多目的に使用可能な個室)の整備

H17 年度報告書では何らかの理由で一時的に子どもを子ども集団から分離することの必要性を感じている一時保護所は全体の88.6%に及び、規模の大きな一時保護所ほど強く必要性を感じているという現状が示されている(H17, pp624)。また、分離が必要な理由は①身柄付や深夜の一時保護など緊急の保護への対処、②ひきこもりやいじめの被害児童を守るため、③人や物に対する暴力がある子どもへの対処、という3つの場合が抽出されている(H17, pp628)。逆から捉えれば、一時保護所内の暴力・暴言問題に対して、引きこもりやいじめ被害児童を守る予防的な意味合いと人や物に対する暴力を行う可能性がある子どもに対する予防的(その子ども達が他者を暴力によって傷つけないように守ることはその子ども自身の安全を守ることでもある)な意味合いから多目的に使用可能な個室を整備することが求められている。先にも触れたように、暴力・暴言問題に関与する可能性のある子どもを日常の生活場面から分離することは実際に頻繁に用いられている対処方法であると同時に、必要性を感じながらもその設備整備が不十分なために実施できなかったり、子どもの安全を確保できなかったりすることが問題点として示されてもいる(H17, pp628)。子どもの安全を十分に確保するための配慮(緩衝材の整備や職員が目が届く設備等)が施された、多目的に使用可能な個室の整備が必要である。

(4) 第三者評価の導入

平成19年11月に行われた厚生労働省第4回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の議事録では「措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策」について言及されている。それによると①措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備、②監査体制の強化等ケアの質の向上のための取り組みの拡充、③施設内虐待等に対する対応、が具体的な課題として明示されている。子どもの権利擁護のために第三者委員の設置や第三者評価の受審についての推進を図る必要性が指摘されているが、この指摘は一時保護所にとっても重要な視点を与えるものであると考えられる。平成19年の調査(安部, 2007)ではすでに第三者評価を受審している一時保護所は6.8%に過ぎないのに対して、必要であると感じている一時保護所は84.8%に上ることが示されており、一時保護所の現場でも第三者評価を受審することを求める声は大きい。また、今年度の調査では「職員から子ども」への虐待は「0件」であったのに対して、子どもが職員に暴力を受けたという件数が上げられていた。「虐待」と子どもが受けた暴力を単純に「= (イコール)」で結ぶことはできない。しかし、無視することはできない事実であることは確かである。この視点からも一時保護所が第三者による評価を受けるとは、子どもの権利を擁護するためにも、一時保護所の職員が自らの関わりをチェックするためにも求められるところである。

(5) 子どもの声を拾い上げる方策の整備(意見箱等の活用)

先に挙げた平成19年の安部の調査では「退所の際、子どもの感想を聞き、処遇改善の参考にしている」という質問に対して「している」と回答した一時保護所は16.2%だったのに対して、「する必要がある」と回答したのは71.9%であった。また、「意見箱などで子ども

の声を聞くシステムがある」という質問に対して「ある」と回答したのは9.5%に留まったのに対して、必要性は81.8%の一時保護所が感じていることが示されている。一方、山屋(H19, pp81)は本研究班の調査として、一時保護所で生活する子どもたちの声を収集している。この調査では7割弱の子どもたちが職員に「大切にされている」と感じるものが「ある」と回答した一方で、3割強の子どもたちが「ない」と回答していることなど、日頃の業務の中では触れることができない子どもたちの声に直面するという意味で一時保護所の職員にとっては意義深い調査であったと考えられる。

先に挙げた厚生労働省第4回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の議事録では、施設内虐待の防止については「子ども通しの身体的暴力等を施設職員等が放置した場合は、虐待(ネグレクト)として位置づけることも検討する必要がある」と述べられている。つまり、子ども同士の間で起きたトラブルを収集させる責任が職員にあり、それを怠ることは虐待にも値するほど子どもの権利を尊重しない行為であるということである。一時保護所でも、子ども間の暴力は少なくない頻度で発生している。しかし、それらのことすべてを職員が把握できているとは限らない。子ども間暴力に対処する上でも、職員が子ども間暴力の二次的な加害者とならないためにも、声にならない子どもの声を拾い集めるための取り組みが各所において求められる。その具体的方策として、意見箱の設置や子どもへの一時保護所での生活に関するアンケートの利用などを提言したい。

(6) 専門家の育成及び、研修機会の充実

本報告書では、先に「一時保護所の職員は高度な専門性を持つことが求められる」という提言を行った。現場の職員に専門性が求められることは当然のことである。しかしなが

ら、高度な専門性を持つことを現場の職員だけに委ねる訳にはいかない。一時保護所で働く職員を高度な専門性を持つ専門職として位置づけ育成すると共に、職員のための継続的な研修機会を整備する後方的な支援は、職員が暴力・暴言の問題に取り組む前提条件として必要である。

(7) 一時保護所のプログラムの充実

多くの暴力・暴言問題は子ども達の自由時間に発生しており、活動プログラムを充実させることで問題の発生が抑制されるのではないかということについては以前の報告書においても指摘した(H18, pp67)。圓入(H19, pp38)が一時保護所における学習のガイドラインに言及し、学習の機会を保障することを提言していることは、子どもの権利擁護の観点からだけではなく、暴力・暴言問題の抑制にも少なからず関与しているものと考えられる。さらに、学習だけではなく、一時保護所外での活動や運動、体験学習の機会などを充実させる必要がある。

さらには本年度調査において指摘された子どもを対象とした暴力防止プログラムの受講機会の提供や H17 年度報告書(pp663～pp666)において報告された各所におけるストレス対策の取り組みも必要であろう。また、児童心理司や一時保護所の心理士による集団療法プログラムの実施などについても検討される必要があると考えられる。

(8) 記録、報告システムのガイドライン作成

さまざまな暴力・暴言問題が発生した際の記録や報告の蓄積は対処の方策を練るためには不可欠な情報の蓄積である。同時に、暴力・暴言問題の事実経過を記しておくことは、一時保護所内における事件や事故に対処するためにも不可欠である。本年度調査において、「虐待」という枠で記入を求めているので、

深刻な事態を捉えていると考えられるにも関わらず、「子どもから職員」「子どもから子ども」の暴力・暴言の発生を「業務日誌に記載」したり、「一時保護所内で情報の共有」したりした割合が 100%ではないという結果が得られている。各所においてどのような事情があったのかということ把握するには十分な調査を行えたとは言いがたいために、詳細な事実の分析は困難である。しかし、「業務日誌に記載」したり、「一時保護所内で情報の共有」したりすることは少なくとも徹底されるべき記録、報告ではないだろうか。また、「児童相談所長に報告」「被害者の保護者に謝罪」などについて、どのような事態でどのような記録や報告を行うのかについての大きなガイドラインが検討される必要がある。

D. 引用文献

1. 安部計彦(2006):「要保護児童の一時保護に関する研究」. 平成18年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」(主任研究者:奥山眞紀子)の分担班分担研究報告書.
2. 安部計彦(2007):「要保護児童の一時保護に関する研究」. 平成19年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」(主任研究者:奥山眞紀子)の分担班分担研究報告書.
3. 安部計彦(2007):児童相談所一時保護所運営のガイドライン策定に向けた検討. 財団法人 こども未来財団 平成18年度 児童関連サービス調査研究等報告書. 主任研究者 安部計彦. pp70-98.
4. 川喜田二郎(1967):発想法 創造性開発のために. 中公新書.

5. 川喜田二郎 (1970) : 続・発想法 KJ 法の展開と応用. 中公新書.
6. 松崎佳子 (2007) : 機能別一時保護の可能性. 児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究. 財団法人 こども未来財団 平成 18 年度児童関連サービス調査研究等報告書. 主任研究者 安部計彦. pp31-43.

*本文中の「H18」は上記「1」の文献を示し、その後続くページ数はその報告書のページを指している。同様に「H19」は上記「2」の文献を示し、その後続くページ数はその報告書のページを指している。

表 1 一時保護所内における虐待の有無

	職員から子ども		子どもから職員		子どもから子ども	
	実数 (件)	割合 ^{注)}	実数 (件)	割合 ^{注)}	実数 (件)	割合 ^{注)}
叩く	0	0.0%	10	14.9%	18	26.9%
蹴る	0	0.0%	10	14.9%	53	79.1%
首を絞める	0	0.0%	2	3.0%	4	6.0%
大声を出す	0	0.0%	8	11.9%	13	19.4%
脅す (強い威嚇)	0	0.0%	6	9.0%	12	17.9%
性的接触	0	0.0%	1	1.5%	7	10.4%
その他 ()	0	0.0%	2	3.0%	4	6.0%

^{注)} 割合は回収数に対する割合で、分母に「無記入」を含む

表 2 虐待の発生件数 (件)

	職員から子ども	子どもから職員	子どもから子ども
叩く	0	65	107
蹴る	1 ^{注)}	53	56
首を絞める	0	0	3
大声を出す	0	65	96
脅す (強い威嚇)	0	58	121
性的接触	0	4	7
その他 ()	0	4	15

^{注)} 虐待の有無では「無し」であったが、「1」件が計上されている。記入ミスの可能性も有るが表示している。

表3 虐待事象に関する記録や報告など対応についての件数と割合

	職員から子ども		子どもから職員		子どもから子ども	
	実数(件)	割合 ^{注)}	実数(件)	割合 ^{注)}	実数(件)	割合 ^{注)}
業務日誌に記載	0	-	14	93.3%	19	86.4%
一時保護所内で情報共有	0	-	12	80.0%	18	81.8%
児童相談所長に報告	0	-	8	53.3%	13	59.1%
外部に公表	0	-	0	0.0%	1	4.5%
被害者の保護者に謝罪	0	-	0	0.0%	4	18.2%
その他()	0	-	1	6.7%	0	0.0%

注)「職員から子ども」「子どもから職員」「子どもから子ども」への虐待が「有る」と答えられた件数を分母として、それに対する割合を求めた。

表4 KJ法による虐待の可能性に関する回答の整理結果

【子ども→職員、子ども→子ども】

- ・子→子(職員の目の届かないとき^①)
- ・年長児→年下児へのいじめ(弱い者いじめ^④)
- ・児童全体に目が届くように努力はしているが児童間のトラブル^④の中で暴力行為が行なわれる可能性はある
- ・あらゆる場面で考えられる
- ・先への不安、経験の狭さからくるイライラ等^③様々な要因から、ストレスが高まりやすい
- ・非行児童が多くなった場合^④。
- ・種別^④、年齢^④、日課に沿った限られた空間での生活^②、年長児は年少時・幼児の騒々しさ^④、自由にできないなどでイライラを募らせ^②、弱者へのいじめ^②→虐待的なおどしや暴力につながっていく。
- ・考えられる。強い口調で、注意する。(小中学生→幼児、低学年)^② 土・日等、職員が少なかったり、女性職員の時に起こる^①。
- ・非行児と被虐待児(あるいは年少児)が混合し^④、かつ保護期間が長い場合^③。
- ・粗暴な非行児童の複数入所^④、処遇への不安や不満・苛立ち(保護期間の長期化を含む)^③がきっかけとなって児童が弱い児童に暴言や暴力を振るう可能性がある。
- ・子ども→子どもは可能性あり。(特に幼児同士では理解能力低く、可能性は有る)
- ・非行児による弱い児童へのいじめ^④、暴力行為が職員の見ていない所(居室、洗面所等)^{①②}で起こる心配はある。
- ・非行系児童が発達障害系児童の行動にイラついた時^④、いじめという形で。
- ・職員体制が薄い状況での児童間トラブル^①
- ・種別(非行)との重なり^④
- ・職員の死角^{①②}
- ・子どもから子どものパターンで起こり得ることは考えられるし、実際に起きたことも事実である。子どものストレス(今後の処遇への不安等)のはけ口として^③弱者を見つけ^②職員を目を盗んだり^{①②}自己中心的な言い訳を用意して暴力行為を行う等。
- ・施設内虐待(他児童への暴力やイジメ)は十分にあり得る。非行児童の複数入所による集団の不安定化が原因^④。また、保護日数の長期化も原因である^③。
- ・非行児が多く入所して集団が不安定な時^④
- ・性非行または性的興味強い子が入所している時^④
- ・職員配置が少ない等、職員の目が届かない状況下で起こる^①。
- ・いつでも考えられる。(細心の注意必要) 子供自身が一保を安全安心な場所として感じられない時^③。
- ・就寝時居室が大部屋^②。非行児と幼児、発達障害児の混合処遇のため^④、現場職員数が少ない^①。
- ・非行傾向の高い児童の集団化を早期につぶせなかった状況下^④

- ・職員体制が日中とくらべて手薄な夜間（特に消灯以後）に発生^①
- ・可能性はある。①. 保護期間の長期化に伴うストレス^③ ②. 対人関係トラブル（力関係）^④ ③. 職員間連携（体制）の問題^① ④. 建物構造上の問題^②
- ・子供同志でのいじめとしては、おこりうる可能性はあると思われる。
- ・可能性あり。非行児と被虐待児が同時に保護された場合、非行児と軽度発達障害児の場合など^④。
- ・職員の目の届かない所で、起こる可能性はあると考えられる^{①②}。
- ・可能性はあると思われる。職員の目が届かない場合に起り得る^{①②}。
- ・入所割合が高く^④、処遇に対する不満や自分の将来に対する不安等から^③ストレスが増加すると、トラブルの発生につながる。
- ・入所時の増加により^④職員体制が手薄になった場合^①起りうる。
- ・子どもが不安定になっている場合^③等で、悪条件が重なり、職員の眼が届かないところ^{①②}での、子ども→子どもへの暴力や加害が防げない場合も考えられる。
- ・非行児童が複数いて、他児をいじめる場合^④
- ・職員が日々児童にかかる情報を共有していなかったり、常に事態を想定しながら適切に関われる体制がとれなかったり、職員が一つになった関わりや指導ができない状況^①。
- ・現に起こっている。混合処遇^④、保護期間の長期化^③、非行児及び虐待児（小学高学年から中学生）の増加^④によりイライラが募って、そのはけ口が年少児や弱い子どもへの虐めとなる^④。
- ・最も可能性があるのは、子ども→子どものケースで発覚しにくいという点で消灯後か^{①②}
- ・相談できる体制が整備されており、いつでも相談できる雰囲気や児童・職員の中に定着していれば、さほど深刻な施設内虐待は起きないと思います。反対に大人との信頼関係が築けず相談しやすい土壌ができていない^①と起きやすいと思います。

- ①「マンパワー、職員間の連携の問題」
- ②「保護所の環境、プログラムの問題」
- ③「将来への不安など子どもの内的問題」
- ④「子どもの多さ、種別、年齢の混合の問題」

【職員→子ども】

- ・職員→子（職員のストレス^①、児童への関心ない場合^①など）
- ・子供間でのケンカを止める時や、児童のストレスにより、逸脱（日課などや他児への暴力）した行動を止める時^②。
- ・職員→子どもは可能性なし。（意識と周知徹底）
- ・指導の中で、結果として子どもを傷つけてしまう可能性はある^②と思われる。
- ・一部の職員が児童の情報を開示せず占有化して処遇している場合であって、当該職員が当直等で児童と直接対峙した状況^③。
- ・児童から暴力行為があった際に、職員が反撃した場合^②。児童処遇上、体罰行為があった場合。
- ・職員が訓練、研修を積んでおり、虐待は考えられない。（子ども→職員）は反抗で、（子ども→子ども）はいじめかけんかと分類すべきであり、虐待ではないと考える。
- ・興奮する児童を言葉で制止できない時に起こると思う^②。
- ・人間関係のとれない児童の入所、多動傾向の強い児童、学習中に騒ぐ、集中しない、反抗的態度の抜けない児童、食事中のマナーが悪い児童^④
- ・「職員の何気ない言葉にきずつく」…言葉の使い方や威嚇していないのに体格のよい強面の職員が話しかけると怖がる。」…パワーを感じコントロールされるように子どもが感じてしまうから^②。

- ①「職員のストレスの問題」
- ②「指導や介入の際に不慮の出来事として子どもを傷つける」
- ③「職員間の連携が不十分」
- ④「子どもの態度が誘引となる」

表5 KJ法による「子どもから子ども」への虐待の可能性に関する回答内容の集計

	実数 (件)	割合
子どもの多さ, 種別, 年齢の混合の問題がある状況	21	55.3%
マンパワー, 職員間の連携が不足する状況	17	44.7%
保護所の環境, プログラムの問題がある状況	14	36.8%
将来への不安など子どもの内的問題がある状況	10	26.3%

表6 KJ法による「職員から子ども」への虐待の可能性に関する回答内容の集計

	実数 (件)	割合
指導や介入の際に不慮の出来事として子どもを傷つける	5	50.0%
職員のストレスの問題	2	20.0%
職員間の連携が不十分	1	10.0%
子どもの態度が誘引となる	1	10.0%

表7 子どもの視点から見た職員との関係 (調査紙V-1, 問13)

	叩かれた	蹴られた	殴られた	いやなことをされた	無視された	仲間はずれにされた	大声でどなられた	自分の物をとられた	悪口を言われた	とくにいやなことはされない	その他
無回答	21	21	20	21	21	21	21	21	21	21	21
有(件)	18	6	4	22	28	7	65	5	8	236	30
無(件)	325	337	340	321	315	336	278	338	335	107	313
全件数(件)	364	364	364	364	364	364	364	364	364	364	364
「有」の割合(%)	4.9	1.6	1.1	6.0	7.7	1.9	17.9	1.4	2.2	64.8	8.2

表8 KJ法による虐待防止への意見、提言に関する回答の整理結果

- ・①いつも満員^①であり、保護期間の長期化の改善^②。②非行児と被虐待児の混合処遇の改善^③。③児童の安全、安心、安定した生活を提供しているか、常に意識していく^④。④人員確保^①、専門性の向上^④。⑤児童を怒らないですむ状況を作る工夫^⑤。
- ・加害児の不安・不満等のうけとめと方向づけを示し、情緒の安定をはかる。(心理司や福祉司との連携^⑦が必要) ・タイムアウトをはかる個室対応ができるように環境ととのえる^⑥。
- ・職員の配置を厚くして児童全体に目が届くようにする^①。
- ・職員の児童への見守り徹底^④と、処遇情報の開示^④が必要である。
- ・当所ではCAPの研修を含め、虐待から身を守るためのスキルや人権教育を定期的に行っています^⑤。日常的な人権教育は重要だと思います。
- ・年令別、種別での処遇。特に幼児と年長児、非行児と被虐待児^③。 ・居室の整備(個室数の増)^⑥。 ・(早い段階で) その場面ごとにきちんと対応できるだけの職員配置^①。
- ・省通知1475号の学習を行い、全体で話し合いをしている^④。
- ・職員の人数を増やしてほしい^①。
- ・職員の勤務体制の充実が必要。(夜間や土、日等職員が手薄)^①
- ・分離処遇ができれば良い^③が、職員の共通認識と児童の中に職員が常に居て話を聞くこと^④。
- ・職員間の情報の共有化^④と、業務遂行上悩んでいる職員に対するサポート体制の推進^④。
- ・虐待防止に心がけ、打合せ会等で、確認する^④。職員相互に指導方法等を検討し、チェックする^④。
- ・暴行等、実際に現場を押えないと指導も空振りに終る場合がほとんどであり、児童らの行動に対してはとにかく目を離さない点に尽きると思われる^①。
- ・非行児童と養護児童を分けて保護する^③ ・保護所と限らず施設は性的虐待の発生を防ぐため居室等の物理的管理も含めて予防に力を入れる必要がある^⑥ ・一時保護の長期化(1ヶ月以上)をさける^②
- ・保護児童への生活指導における、職員の連携と共通意識の確認をモットーにしている^④。(注意指導等は個別で職員一同で訓育(総括)ショートタイム実施)。 信賞必罰7(ほめ):3(注意)原則
- ・施設整備^⑥。職員定数の充実^①。
- ・施設への経済的援助^{①⑥}と、現場職員の専門性を高める^④。
- ・上記に対応するには、児童の異変に素早く気付く目が必要。つまり、職員の質の向上^④、目の増加(職員増)が第一^①。
- ・i). 職員体制の充実^① ii). 開放的で広い物理的空間の確保^⑥
- ・入所児童数の制限と住み分けが必要^{①③}。
- ・児相、施設、外部委員を含めた安全委員会を設置し、対応の段階をマニュアル化、相談カンや虐待があった場合どうなるか児相に対して周知する^⑥。
- ・施設職員の勤務、労働条件改善と児童処遇改善を進めるべきである^①。 ・施設間の転勤、人事異動を進めるべきである^④。 ・チェック機能を強化すること^⑥。
- ・職員数を充実^①し、児童の指導・見守りが必要である。
- ・興奮した児童には一人ではなく複数の職員で対応すべき^{①④}
- ・難しい問題を抱えた児童の入所率が高く、個別対応に必要な児童が多くなっているため、職員数が不足していること^①、研修により、職員の資質の向上をはかる必要がある^④。
- ・混合処遇をなくす。特に非行・ぐ犯児は別の建物などに分けて生活させる必要がある^{③⑥}。 ・職員の目が届くよう職員を増やす^①。
- ・1. 倫理綱領などの活用^⑥。 2. 人権啓発などの研修の実施^④。 3. 子どもへの理解(子どもの育ちの中で培ってしまった認知や行動の問題・愛着障害など)を深める^④。
- ・職員しだいであると思われる。体力と運動能力、愛情を持った受けとめる力を持った人材を集めるしかない^④。児童と友人関係にならないこと。職員一人一人が自分たちが保護所を運営していくんだという意識を持つこと。時には毅然とした態度・指導が必要。何よりもリーダーが必要な職場である。
- ・なし
- ・1ユニット(寮)当たり常時10名前後保護している。それ以下に人数を制限すべきである^①。また、加害者となる非行児の保護人数も制限すべきである^③。職員も専門職を配置すべきである^④。

-
- ①職員の増員
 - ②一時保護期間長期化の改善
 - ③混合処遇の改善
 - ④職員の専門性向上，連携の強化など
 - ⑤プログラム，日課の改善
 - ⑥設備の拡充
 - ⑦児童心理司，児童福祉司との連携
 - ⑧運用マニュアルや第三者評価などの導入
-

表9 KJ法による虐待防止への意見，提言に関する回答内容の集計

	実数（件）	割合
職員の専門性向上，連携の強化など	20	66.7%
職員の増員	18	60.0%
混合処遇の改善	7	23.3%
設備の拡充	6	20.0%
運用マニュアルや第三者評価などの導入	3	10.0%
プログラム，日課の改善	2	6.7%
一時保護期間長期化の改善	2	6.7%
児童心理司，児童福祉司との連携	1	3.3%

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害，及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

少年法改正にともなう一時保護の課題

野田正人（立命館大学産業社会学部）

1 少年法改正から生ずる課題

平成19年11月1日に施行された改正少年法は、児童福祉法関係、特に児童相談所の業務に影響を及ぼすものであり、当然のこととして本研究の対象である一時保護のありようにも大きな影響を及ぼすこととなった。

その改正経過にかかわる法制審議会での議論でも、児童相談所ならびに一時保護所の対応能力に多くの課題があることが指摘されつつも、結果的には、少年法ならびに関連する法令においてその課題解決に関する特段の改正は行われず、児童相談所の一時保護は基本的に従来のみで対応するというで落ち着いている。

ただ一部、少年鑑別所を一時保護委託先として活用する余地がないかとの議論がなされたが、法務省サイドの合意はとれず、その余地はないということで落ち着いている。

このことに関しては、平成17年の本調査では2件の少年鑑別所の委託例が報告されているが、理由の判明しているものでは、措置の条件が整わないための委託ということであり、家庭裁判所の関与後の可能性がのこり、詳細は明らかでなかった。

もつとも厚労省も、今後の一時保護に関する運用の改善を図る旨の発言を行っており、その意向を各自治体に伝えているところであるが、各地の児童相談所がこのことを受けて

大きく改善に着手したと言い得る状況とは言い難く、本調査でも明らかになった課題は、少年法改正によっていっそう深刻な課題となっていると考えられる。

今回の少年法改正が一時保護所の運営に関して与える影響のうち、ここでは以下のよう課題について、検討をおこなうものとする。

- (1) 一時保護手続きでの身柄確保の課題
- (2) 一時保護中の警察調査をめぐる課題
- (3) 警察調査手続きに関し、付添人弁護士への対応に関する課題
- (4) 一時保護中の児童相談所調査の目的と在り方

2 身柄確保に関する課題

- (1) 手続き上の課題

今回の少年法改正では、従来からの警察からの通告の制度はそのままに、新たに送致手続きが加えられた。加えて、重大事案にかかる児童は、原則として家庭裁判所への送致を児童相談所長に求めることとされている。

従来の触法重大非行事案に関しては、当該児童が警察から通告された場合、児童相談所は、通告受理と同時に警察への一時保護委託の手続きをとり、身柄を児童相談所に移さないままで若干の状況調査を行った上で、ほとんどが3日以内に家庭裁判所送致の決定と身

柄の同行を行う場合が一般的であった。この警察への一時保護委託は、遠隔地、深夜、満員などやむを得ない場合を原則としているが、重大事案に関してはそれ自体が例外と考えた手続きがなされているようである。もちろんこのような取り扱いは、児童福祉行政としては、その任を十分に果たしていないとの非難を免れない面をもつものの、児童相談所の現場にとっては、現実的な対応としてこの扱いがやむを得ないものと考えられていたと思われる。

本研究においても、過去に社会の耳目を集める重大触法事案を受理した児童相談所長に聞き取りしたところ、現状の児童相談所と一時保護所において、とうてい保護できる状況にはない上、措置も家庭裁判所送致以外に考えられないため、他の方策を検討する余地はなかったと明言されていた。

ところで、前述の通り、今回の法改正が通告と送致とを別に規定しており、一般に職権発動を期待する手続きとしての通告は、警察からの送致とどのような関係になるのかという課題が生じる。通告と送致はあくまで別のものとするのか、それとも通告はより法的効果が明確な送致に吸収されるとするかについては、児童相談所の対応として整理が必要な部分があると思われる。この課題は一時保護の以下のような問題を残すことになる。

警察が触法送致に相当する児童について、逃走や証拠隠滅のおそれなどから身柄を確保する必要があると判断した場合、警察としては身柄に関する強制的手続きがとれないのであるから、児童相談所に通告することとなる。このような通告を受けた児童相談所は、その趣旨が一時保護を行ってほしいとの要請であるから、その要否を検討することとなる。その際、一時保護の必要性の判断に関していかなる資料に基づき、どの程度の心証を必要とするか。この判断は他の通常の一時保護と同じなのか、どの程度異なることなのかについ

て検討を要する。この段階の手続きは、家庭裁判所が観護措置決定をする場合に類似した、これまでとは異なる判断を児童相談所長に課すこととなる。たとえば、児童本人の非行を行ったという蓋然性をどの程度証拠として求めるのか、などは否認事件や事実争いのある場合など、判断が難しい課題となりうる。

また、従来のように警察への一時保護委託を行い、即日に近い形での家裁送致を行うという方法をとった場合は、警察の調査が終了しない段階、つまりは児童相談所への送致がなされていない段階において、児童相談所が家裁に送致するということになる。審判に付すべき事由が警察から送致が予定される内容である場合には、家庭裁判所としては、警察の調査、ひいては児童相談所の調査が不十分な状況と解されかねない状況になるため、送致要件の不備などで受理を拒否されることもあり得よう。

つまり、後に本案の送致の予定される通告に関しては、通告から送致までの間、一時保護の継続が要請されることになる。しかもこの期間に関しては、勾留や観護措置のような明示的な期間の制限がないため、警察の調査能力や事例の状況に応じて相当長期になる可能性もあり、一時保護の原則制限期間である2ヶ月を越える可能性すら生じうる。一方で、このような送致の準備的調査段階の一時保護に関しては、とうてい24時間という警察への一時保護委託の可能な期間で終了することは考えられず、その間、警察以外の場所での一時保護が要請されることになる。

このことは重大事案で、家裁送致が原則である事案だけでなく、その他の触法事案にあっても送致の準備的通告に関して生じうる課題である。

(2) 一時保護体制の課題

一時保護所が非行事例の児童を受け入れるには相当な課題がある。今回の調査では、個

室対応できる一時保護所は16.9%にとどまり、重大非行への職員体制に関しても、対応は困難とするものは72.7%、構造的に無断外出つまり逃走を防止できる構造となっていないものは72.4%であり、マスコミからの遮断が困難とするものも60.9%というように、重大事項事案の送致を想定した場合、どの条件に関しても7割程度の、対応困難な一時保護所が存在する。

この課題については、児童自立支援施設への委託の余地に関しても検討をはじめた児童相談所も存在するようであるが、現実には児童自立支援施設の反応としても、平成17年調査では委託を積極的に受け入れるとするものは45施設中4施設にとどまり、むしろなじまないなど否定するものが圧倒的であり、このことは早急の手当が必要な課題である。

3 一時保護中の警察の調査について

一時保護中の警察による調査に関しては、多様な配慮すべき事項が生ずる。この点に関しては、少年法は「児童の情操の保護に配慮」した警察調査を実施するよう要請しており、その視点を警察が考慮しているかどうかを確認しつつ、警察の調査受け入れの基本姿勢や調査の場所、時間、立会人、など調査をめぐる条件などを整備する必要がある。この手続きの中心的配慮責任は、児童相談所にあると考えざるを得ないし、そのため警察の調査主任官その他と連携協議すると同時に、保護者や弁護士など児童の関係者にも説明責任果たす必要がある。2004年の大阪地裁所長強盗事件のように、触法事案の非行の存否に関わる事案が生じうるのであるから、児童相談所の一時保護下における供述の任意性や証拠能力が争点になりうる事案もあり、児童相談所として、この手続きに関する明確な考え方と対応方法を確立する必要がある。

その場合も、児童相談所の一時保護所ないし、特例的に一時保護所として使用する施設

での条件と、警察に一時保護委託した場合、その他の施設や機関に一時保護委託した場合も、児童相談所の一時保護の判断そのものを問われる可能性があり、その点も検討しておく必要がある、特に警察に一時保護した状況は、世界的に批判のある代用監獄に近い、捜査機関に丸投げしたと理解されないよう、その保護や調査状況に関連して十分な管理責任をまっとうすることが求められる。

今日では、成人の取り調べに関しても可視化が求められ、録音やビデオ撮りが導入されつつあることから、より影響性が強いとされる児童の場合には、児童相談所のワンウェイミラーの活用など、いっそうの工夫が求められて当然であろう。

その点では、児童相談所職員の調査立ち会いが、従来7割程度は原則として行われているが、できないことややしていない場合、また立会者が警察調査へのチェック機能を持ち持っているかが問われることになる。また児童から見て、児童相談所の職員がどういう立場の人間と見えるのか、たとえば警察職員やその協力者と見えるのでは意味がないので、そういった配慮も含む指針を明らかにする必要がある。

なお警察調査は、関連した強制調査への立ち会いや、事案に関連した現場検証、関係人への面通しなど、単に施設内での面接場面对応に限定されない多様な調査が想定されるだけに、児童の心情の安定や事案解明と児童の権利保障などに関しても、相応の判断が求められるもとと考えられる。

4 付添人弁護士の関係

少年法は、送致予定のある被調査児童に関しては、児童あるいは保護者がいつでも弁護士である付添人をつけることを認めている。このことは、従来の触法通告事案などで弁護士が付き添うこととは異なり、明確に児童本人の付添人選任を認めていると同時に、一時

保護中の児童に対して、付添人制度やその他の手続きの説明など、選任に関する手続きを紹介したり仲介したりすることを児童相談所が行うことが児童の権利擁護の視点から必要になる場合も生じうる。準備的通告段階で本案が未送致である場合にも、同様のことが必要となろう。またこのような場合の、付添人との面会をどのように実施するか。保護者の選任権と児童の選任権をどのように調和させるか。非行事例にあつては、背景に保護者による児童虐待のある場合も少なくなく、そのような場合の保護者、あるいは保護者の選任した付添人をどのように取り扱うかなどの課題も残る。その他、児童や保護者の付添人選任権の実質的保障とあわせて、児童の保護のために無条件で付添人たる弁護士との面会や通信を許可するかや、記録の閲覧謄写などについても規定の整備が求められる。

5 一時保護中の警察と児童相談所調査のあり方

一時保護は、児童福祉法で、その目的が措置のために必要である場合とされており、各事例においてその必要性は異なることとなるが、いずれにしても一時保護中に心理診断や社会診断、行動診断など一定の調査と診断を行うことが通例である。しかし、送致予定の本案に関する一時保護中の調査診断については、警察の調査と時期的に競合することになり、児童にとっても警察の調査と児童相談所の調査との目的や手続きの違いがどの程度理解できるのかは大きな課題となる。特に、本人が否認している段階において、刑事手続きで言うなら、無罪推定のはたらく状況での調査に関して、児童相談所のとるべき姿勢と、職員一人ひとりのとるべき姿勢は慎重である必要がある。

ひとつの考え方は、準備的送致の段階では、一時保護を行う際に、児童福祉司が、その時点での入所必要理由の説明とあわせて事案の

認否に関する質問を行い一時保護の判断を行う。一時保護所の職員は、生活部面において、非行内容やその存否に関する質問や面接での明確化は極力避け、本人からなんらかの認否や状況に関する発言などがあつた場合には、それを正確に記録する。後に警察からの送致があつた場合に、児童福祉司は、必要な本人確認を行った上で、その後の処遇の参考とするなど、明確な児童相談所内の合意に基づく対応が必要となろう。

6 まとめ

実際に重大非行を前提としたマニュアルは、83%の児童相談所で作成されておらず、その一方で課題は大きいのであるから、早急のマニュアル整備が求められる。もつとも各児童相談所にとって、重大触法事件はその発生数から、数年に一度あるかないかという程度であり、全国統一的なマニュアルを必要なときに活用できるように整備する方が現実的である。一方で、非行送致に関する一時保護の条件整備はあまりに手薄であることから、各自治体での非行に対応できる整備が強く望まれる。